

平成21年第6回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成21年9月18日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時40分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤照雄君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
総務課課長（危機管理担当）	平山孝夫君
税務課長	羽石浩之君
市民課長	高橋博君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	荻野目茂君
商工観光課長	鈴木重男君

環境課長	小川祥一君
都市建設課長	岡清隆君
上下水道課長	栗野育夫君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君
代表監査委員	岡敏夫君

◎事務局職員出席者

事務局長	澤村俊夫
書記	佐藤博樹
書記	菊地唯一

○議事日程

- 日程 第 1 (議案第13号・第14号) 那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決

○追加議事日程

- 追加日程 第 1 議員の辞職について
-

○本日の会議に付した事件

- 議事日程及び追加議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。去る8日から始まった9月定例会、大変ご苦労さまでございました。本日、最終日となりました。本日は全員出席されております。ただいまから会議を開きたいと思っております。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第13号 那須烏山市決算の認定について
議案第14号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（水上正治君） 日程第1 議案第13号 那須烏山市決算の認定について及び議案第14号 那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定2議案を議題とします。

本案については、去る11日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、議案第13号の所管事項について総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長野木 勝君。

[総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇]

○総務企画常任委員長（野木 勝君） おはようございます。決算審査の結果報告をいたします。平成21年9月8日の本会議において提案され、同月11日に本委員会に付託された平成20年度那須烏山市の一般会計の歳入歳出決算について、9月14日午前9時から第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員6名全員と、説明者として会計管理者、関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、監査委員から指摘のあった事項等についても十分配慮し、対応され、かつ次のことについて要望し、意見を付することといたします。

1つ、市有財産については積極的な整理統合を図り、特に学校跡地の処分も含めた有効活用を計画的に確実に執行していただきたい。

1つ、市税等については、さらなる収納体制強化を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第13号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 文教福祉常任委員長の高田でございます。

平成21年9月11日の本会議において、本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課及び教育委員会の平成20年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月14日及び15日の2日間にわたり、第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員6名全員、福祉事務所長兼健康福祉課長ほか4課長の出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、一部反対意見はあったものの原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、障害者福祉タクシー事業及び高齢者福祉タクシー事業について、現行では1回の運行につきタクシー券の利用は初乗り料金相当額である1枚と限定されております。しかしながら、対象者の居住地等によりその利用状況に格差が生じてしまっていることから、1回の運行で使えるタクシー券の利用可能枚数を複数にするなど、より利用しやすくなるよう事業内容の見直しを図られたい。

こども医療費助成について、現行では小学校6年生までを対象としているが、その対象を義務教育期間である中学3年生までへの引き上げについて検討されたい。

サタデースクールの実態についてさらに調査、研究をし、さらなる改善に努められたい。

国民健康保険特別会計の健全な運営のため、国民健康保険税の収納率の向上にも努められたい。

以上で、文教福祉常任委員会の決算審査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第13号及び議案第14号の所管事項について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） おはようございます。ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、経済建設常任委員会に付託されました議案第13号及び議案第14号の審査の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は9月14日、議員控室において委員6名出席のもと、関係課長等の出席を求めて審査を行いました。審査事項は本委員会が所管する農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、

上下水道課及び農業委員会の平成20年度那須烏山市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算であります。

慎重に審査を行った結果、本委員会が付託を受けた部分については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことを意見として要望いたします。

1つ、下水道事業については、加入率の向上につながる成果が見られない。事業計画の見直しを検討し、早急な対応策が図られるようお願いいたします。

1つ、市営住宅については、定住人口の増加につながるような方策を検討していただきたい。

1つ、指定管理者については、事業計画に基づいた事業がなされているのか成果が見られない。モニタリングの調査結果を踏まえ、指定管理者制度の有効活用が図られるようお願いいたします。

以上で、経済建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第13号、議案第14号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま上程されております議案第13号及び第14号について反対討論を申し上げます。

平成20年度那須烏山市一般会計及び平成20年度の特別会計歳入歳出決算及び平成20年度の那須烏山市水道事業決算の認定につきましては、公正で民主的、市民が主人公の市政を目指す立場から、行政当局のさらなる努力と改善を求めまして反対討論を行います。

まず、この決算認定が一般会計と特別会計を一括で提案、審査、採決されることに反対であります。もともと当初予算や補正予算の段階では別々の議案として上程されているわけでありますから、決算におきましても各会計ごとに議案として上程すべきであり、改めて各会計ごと

の決算認定の議案提出を求めるものであります。

この平成20年度の決算は、福田内閣そして麻生内閣のもとで執行されたものであります。小泉内閣とそれを引き継いだ安倍内閣、さらに福田内閣、そして麻生内閣と、構造改革の名のもとに社会保障制度のあらゆる分野で医療、年金、介護など国民に負担を押しつけてまいりました。

また、所得税と住民税の定率減税の廃止、サラリーマンや自営業者の増税実施、高齢者への急激な年金への課税、医療、介護などの高負担など、痛みだけを押しつける政治を行ってまいりました。

その一方で、法人税減税を繰り返し、消費税導入時には年額20兆円であった大企業を中心とした法人税が、今日では10兆円にまで減額されております。このような逆立ちした税制によって格差社会に追い打ちをかける事態が広がっております。格差と貧困が広がる中で、国民の生活権を脅かしております。

依然として地方経済は深刻な不況のもとにあります。ところが、国民の暮らしを支えるべき社会保障が、逆に増税や保険料、医療費の大幅負担増で国民の暮らしに重くのしかかるという悪循環に陥っているわけであります。構造改革、規制緩和政策は安心、安全どころか国民生活を破壊し、戦後築き上げてきた社会秩序を不安に陥れるばかりでありました。

このような情勢のもとで、今回行われました総選挙におきまして、これら悪政を押し進めてきた政権に対して、国民の厳しい審判が下ったのは当然のことであります。そして、自公政権から新政権に変わったわけでありますが、国民生活が最も大切にされる政治が進められるよう、日本共産党は建設的野党として全力を上げるものであります。

一方、地方自治の分野でも、地方分権と三位一体改革とは名ばかりに地方交付税と補助金が減額され、税源移譲は言葉ばかりで地方自治の運営を危うくし、予算編成もままならないような状態に地方行政が追い込まれてまいりました。

地方自治を守るためには地方交付税制度を国の財源を含めてきちんと守るように求めることが大切であります。市長は、新政権に変わった今こそ、国に対して、そのことを強く訴えて奮闘していただきたいと考えるものであります。

平成20年度の一般会計はこのような情勢のもとで、国の政治色が色濃く反映された内容になっております。那須烏山市の一般会計は、歳入114億8,615万7,289円で、歳出は110億8,297万9,290円であります。この市税の中で収入未済額は12億8,579万6,007円で、市税の調定額45億1,915万8,799円の何と28.45%にも達しております。この収入未済額の大部分を固定資産税が11億5,604万9,656円と約90%を占めております。本市の行財政運営に重大な支障を来しております。

この固定資産税滞納のうち、大部分のものが特定法人のものであり、10年来、この固定資産税問題が放置されているもとで重大な問題となっております。特定法人の固定資産税滞納問題を法的拘束力も行使しながら、きちんと解決を図るよう改めて求めるものであります。

また、保育料1,427万2,810円の収入未済額、市営住宅使用料360万2,700円の収入未済額につきましても、収納に努力はされておりますが、改めて解決を求めるものであります。

歳入の面では、深刻な不況のもとで税収が伸びない中、国、県の補助金、負担金が減額され、市民には定率減税の廃止と高齢者への年金課税、医療費の負担増、介護保険の改悪と自治体住民には大変厳しい予算となっております。このような中で、行財政運営にあたって単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を国に求めるようにしていただきたいと思っております。

市民の負担金徴収の問題では、以前は無料であった市の公共施設、運動施設や生涯学習施設の使用料を徴収しております。子供たちの教育的なものにつきましては減免制度が設けられておりますが、この徴収そのものに反対であります。この額は微々たるものであり、行財政改革になるものではありません。行財政改革は歳入をふやし、歳出をカットして、住民サービスを維持向上してこそ真の行政改革であります。単に歳出をカットするだけでは行財政改悪であります。ぜひこういう立場で努力をいただきたいと思っております。

歳出の面では、財政難の折、当年度は新市総合計画スタートの年として、市民各位のご理解とご協力のもとに執行されたものであります。これらの事業を進められました執行部並びに職員各位の努力に敬意を表するものであります。特に、財政厳しい中でも、定住促進、企業誘致の推進に努め、また、子供の医療費無料化を小学校6年生まで拡大し、障害者、高齢者に月4回初乗り料金を補助する福祉タクシー制度の創設、市内小中学校へのAEDの設置、また、後期高齢者医療制度導入に伴う本市独自の人間ドックへの助成制度など、少子高齢化対策を重点に、きめ細かな市独自の医療、福祉、教育の施策充実を進められましたことには敬意を表するものであります。さらなる少子高齢化対策を強め、医療、福祉、教育施策を強めていただきたいと思っております。

しかしその一方で、この歳出の中には老人差別医療を持ち込む後期高齢者医療制度導入に伴う予算執行があります。保険料の年金天引き問題や差別医療に今多くの国民が批判を寄せているところでもあります。この制度導入に伴う費用について執行には反対であります。

さらに、行政区長制度を導入しておりますが、班長手当を無給にしていることには反対であります。役場職員や行政区長が市の文書、広報等をすべて配布するのであれば班長手当は要りませんが、行政区長から班長を通じて配布するやり方をさせているのであれば、班長に対して

も行政補助員として手当を支給するのは当然のことと考えるものであります。

依然として財政運営には厳しさが予想され、行財政運営にはむだをなくし、効率的な行財政執行を図るように、まちづくりにつきましても住民が主人公、市民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。問題山積する当市の行財政運営にあたりましては、行政責任を明確にして、市民本位の立場で解決するために抜本的な努力と対策を強めていただきたいと思います。

構造改革路線が継承された政治のもとで、ますます都市と地方の格差が広がる中で、本市の農工商を取り巻く情勢は深刻であります。市内の商工業を守る対策、労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。中心市街地活性化対策と地元商店街を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業の分野では農業存亡の危機にあります。小規模農業を切り捨てる今の国の農政を改めること、また、米を輸入しながらの大幅な減反、採算の合わない米価を押しつける農政には反対であります。市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、生産者の経営の成り立つ後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

公共事業執行につきましては、透明性を図り、市独自の積算単価の設定、入札の改善を図りながら、公正な公共事業を執行していただきたいと思います。各種団体への補助金、交付金の中でも、活動実態の見えないものもあり、さらに改善改革を求めるものであります。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正して市民の負託にこたえるべきであります。行財政運営にあたりましては住民こそ主人公の立場に立って、お役所仕事、マンネリ化を打破し、むだのない市民に信頼される行財政執行を求めまして、一般会計討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきまして、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の生命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実発展させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民の納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変になってきているわけであります。

そういう中で、平成20年度の国民健康保険税の収入未済額は2億7,134万6,116円で、調定額の22.49%にもなっております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。平成20年度は国民健康保険税を平均で16%引き上げたことが収入未済額がふえた主な要因であります。特に応能分である資産割を減らして、応益分である均等割、個人割を大幅にふやしたことが低所得者を多く抱えた国民健康保険税の滞納をふやすことになっております。現在、滞納世帯は平成20年度決算で2,817世帯、現年課税分で827世帯となっており、

資格証明の発行は198世帯、短期保険証の発行は194世帯にも上っております。さらに、平成20年度には後期高齢者医療制度の導入が強行され、75歳以上の高齢者が今までの医療保険から締め出され差別医療が強まり、また、65歳以上の高齢者から保険料を年金天引きすることになりました。私は、高齢者に負担ばかりを押しつける社会保障を切り捨てる政治に強く反対するものであります。

憲法に基づく社会保障の皆保険としての低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証の取り上げはやめるべきだと考えます。本来の国民健康保険事業を建て直す立場から、第1に国民健康保険事業についての国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻すよう訴えていただきたいと思えます。

第2に、国民健康保険事業が生命にかかわる最も重要な福祉事業であり、一般会計から繰り入れを行って負担軽減を図っていただきたいと思えます。資産評価もバブル期から現況に即した評価に改めるべきものと考えます。

第3には、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むよう求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業をとり戻す立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むよう強く求めるものであります。

次に、老人保健特別会計及び後期高齢者医療制度特別会計につきまして、高齢者の命と健康が安心して保証される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によりまして、老人医療費などの増大など負担増と、病院での高齢者の締め出しが重病傾向化する深刻な社会問題となっております。

自公政権は繰り返し医療制度を改悪し、医療費の3割負担を初めとする負担増を強行してまいりました。70歳以上の高齢者には全額1割負担に、一定収入以上の高齢者には2割から3割負担に引き上げてまいりました。さらに昨年4月からは、70歳から74歳までのすべてのお年寄りも2割窓口負担に値上げたものであります。

入院でも療養病床の食費と居住費が保険適用外となり、長期入院患者の入院費の増額と高額医療費での負担増となっております。さらに、昨年4月から75歳以上の後期高齢者医療保険制度の導入で、保険料の値上げ、年金天引きが実施され、高齢者がさらに締め出され、医療難民が発生するおそれが強まっております。

まさにお年寄りいじめのこのような悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算につきましても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思えます。第2に、高齢者が安心して生きがいを持って暮

らせる福祉のまちづくりを推進していただきたいと思います。第3に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く国に求めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改正する立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題といたしまして、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重い、必要な介護サービスを辞退している実態があります。また、介護保険料も引き上げられ、高齢者、低所得者にとっては依然として負担の重い制度となっております。

介護保険制度が平成17年10月から全面改悪され、施設入所者のホテルコストや食費が別建て料金になり、本人の年金では払えないケースも生まれているわけであり、平成18年度からはそれが全面実施され、保険料の値上げ、軽度の高齢者の介護保険からの締め出しが実施され、介護難民などの問題が全国で引き起こっております。

さらに、市当局は介護予防事業を強めることが当然であります、介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機待ちをなくし、介護認定を受けた方々が必要なサービスが安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の整備強化に抜本的に取り組まれるよう求めるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、興野の農業集落排水事業であります、加入率が8割近いということで健全に執行されております。さらなる運営を進めていただきたいと思っております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、旧烏山町の下水道事業に着手し14年目に入り、第一次計画区域内処理区域の供用は、実際につなぎ込みが完了して使用されている戸数がいまだに少なく、処理区域内の人口の加入率は26.01%と、前年よりも低下しており依然として大変低い水準にあります。

21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道が稼働しているわけであり、この事業への関係者のご理解と加入促進を図るため、担当者任せでなく、市長、市当局が先頭に立って、全市を挙げて水洗化率、加入促進の対策にあたっていただくよう求めるものであります。

また、公共下水道の所期計画が余りにも大規模で、市民負担が重くならないように、地域によっては合併浄化槽の推進に切りかえるなど見直しを含めて、全体計画の見直しを進めていただきたいと思っております。分担金、負担金の収入未済額が384万1,700円及び使用料、手数料収入未済額が40万8,024円とあり、解決を求めます。

簡易水道特別会計につきましては、全水道供給に向け、未給水地域への水道普及を進めていただくよう求めるものであります。収入未済額102万6,074円あり、解決を求めます。

議案第14号 平成20年度那須烏山市水道事業決算につきましては、生活に欠くことので

きない水道水を供給し、真に市民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成20年度の水道事業の総収益は5億7,856万3,259円で、総費用が5億6,351万7,096円でありました。その差額純利益は1,504万6,163円ということであり、水道事業は改良工事や拡張事業に伴う事業経費を企業債発行に依存しているために、企業債償還が増加する中で、営業収益の約27%を企業債の支払利息として払っている結果となっております。これが水道事業への重い負担となっております。

企業債の未償還残高は48億6,883万3,613円であり、企業債償還のつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないよう企業努力を求めるものであります。未納水道料金の滞納整理を実施して、現年収納率を99.4%に引き上げた努力には敬意を表します。しかし、まだ水道未収金が1,872万1,086円あり、解決を求めます。

また、有収率につきましては74.7%であり、配水量の25%以上が給水収益にならないのは問題であります。有収率の向上のために漏水調査やあらゆる努力を払って有収率の向上に努めていただきたいと思います。水道事業は市の公共事業である以上、一般会計からも繰入を行って、市の責任で円滑な事業運営を図るよう期待するものであります。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては、長引く地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民が主人公の立場に立って無理、むだをなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で進めていただきたいと思います。さらなる行財政改革、意識改革に取り組み、市長以下市職員の一層の努力を期待いたしまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第1 議案第13号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第13号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第14号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第14号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、1番松本勝栄議員から、議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。松本勝栄君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、松本勝栄君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議員の辞職について

○議長（水上正治君） 追加日程第1を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松本勝栄君の退場を求めます。

〔松本勝栄君 退場〕

○議長（水上正治君） 議事日程についてを配付いたします。

〔追加議事日程 配付〕

○議長（水上正治君） 追加議事日程が配付されたと思いますので、ここで書記に辞職願を朗読させます。

〔書記 朗読〕

辞職願

私こと松本勝栄は、私事都合により、那須烏山市議会議員を辞したく、ここに願ひ出ます。

平成21年9月18日

那須烏山市議会議長 水上正治殿

那須烏山市議会議員 松本勝栄

○議長（水上正治君） お諮りします。松本勝栄君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、松本勝栄君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

これもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。平成21年第6回那須烏山市議会は、

9月8日を初日といたしまして本日まで11日間の会期で開催されました。今期定例会には、16議案を上程をさせていただきましたが、慎重かつ活発なご審議を賜りました結果、いずれの議案も原案のとおり可決、ご決定をいただきましことは、まことにありがたくお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

会期中賜りましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に反映させる所存でございます。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

今期定例会は、主たる提案議案が平成20年度決算のご承認を賜る議会でもございました。代表監査委員さんにありましては、高度な識見を有しておられる中での適切なるご意見、ご提言を賜りました。真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政運営に資してまいりたいと考えております。今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、秋は行政、教育分野におきまして、行祭事が目白押しでございます。運動会、敬老会、消防点検、文化祭等が開催されます。さらに、9月21日からは10日間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。議員各位にありましても大変ご多用、ご多忙のところではございますが、ぜひご参画をいただきまして激励のお言葉を賜りたいと存じます。ますますご健勝で議会活動に邁進されますようご祈念を申し上げる次第でございます。

重ねて、今期9月定例会、無事閉会となりましたこと、心から感謝を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、9月8日から本日までの11日間にわたりました平成21年第6回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

[午前10時40分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成21年12月1日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 野 木 勝

署 名 議 員 大 橋 洋 一